

佐賀県規則第9号

旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則（昭和34年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																																																																													
<p>（書類の経由）</p> <p>第4条 規則第1条から第4条まで及び前条第2項の規定により提出する書類は、<u>営業施設</u>の所在地を管轄する保健福祉事務所長を経由しなければならない</p> <p>（宿泊者名簿）</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項の宿泊者名簿は、最終記載の日から1年以上保存しなければならない。</u></p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">営業施設</td> <td>名称</td> <td rowspan="2">営業の種別</td> <td>1 ホテル 2 旅館 3 簡易宿所 4 下宿</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無（有・無）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">営業施設の構造設備の概要 別添図面・詳細書参照</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>客室</td> <td>洋式（ ）室 和式（ ）室</td> <td colspan="2">総定員（ ）名</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">営業施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100m）に</td> </tr> </table>		営業施設	名称	営業の種別	1 ホテル 2 旅館 3 簡易宿所 4 下宿	所在地	略	略				営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無（有・無）				略				営業施設の構造設備の概要 別添図面・詳細書参照				略				客室	洋式（ ）室 和式（ ）室	総定員（ ）名		略				営業施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100m）に				<p>（書類の経由）</p> <p>第4条 規則第1条から第4条まで及び前条第2項の規定により提出する書類は、<u>旅館業の施設</u>の所在地を管轄する保健福祉事務所長を経由しなければならない。</p> <p>（宿泊者名簿）</p> <p>第6条 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">旅館業の施設</td> <td>名称</td> <td rowspan="2">営業の種別</td> <td>1 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 下宿</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無（有・無）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">旅館業の施設の構造設備の概要 別添図面・詳細書参照</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>客室</td> <td>（ ）室</td> <td colspan="2">総定員（ ）名</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">旅館業の施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100</td> </tr> </table>		旅館業の施設	名称	営業の種別	1 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 下宿	所在地	略	略				旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無（有・無）				略				旅館業の施設の構造設備の概要 別添図面・詳細書参照				略				客室	（ ）室	総定員（ ）名		略				旅館業の施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100			
営業施設	名称		営業の種別		1 ホテル 2 旅館 3 簡易宿所 4 下宿																																																																										
	所在地	略																																																																													
略																																																																															
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無（有・無）																																																																															
略																																																																															
営業施設の構造設備の概要 別添図面・詳細書参照																																																																															
略																																																																															
客室	洋式（ ）室 和式（ ）室	総定員（ ）名																																																																													
略																																																																															
営業施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100m）に																																																																															
旅館業の施設	名称	営業の種別	1 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 下宿																																																																												
	所在地		略																																																																												
略																																																																															
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無（有・無）																																																																															
略																																																																															
旅館業の施設の構造設備の概要 別添図面・詳細書参照																																																																															
略																																																																															
客室	（ ）室	総定員（ ）名																																																																													
略																																																																															
旅館業の施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100																																																																															

改正前	改正後				
<p>ある場合は、同項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離</p>	<p>m)にある場合は、同項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離</p>				
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業施設の周囲150m以内の見取図 2 営業施設の平面図、立面図、建物配置図及び構造設備の詳細書 3 略 <p>注 1 申請者が自ら営業施設を管理しないときは、申請者に代わって営業施設を管理する者の氏名を記載すること。</p> <p>2 構造設備の詳細書について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 客室については、各階、各室ごとに、和式・洋式の別、面積、定員及び寝具の状況について記載すること。 (2) 浴室については、各階、各室ごとに、和式・洋式の別、面積、床面及び内壁の材料及び給水・給湯設備の数について記載すること。 (3)～(5) 略 <p>3・4 略</p>	<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅館業の施設の周囲150m以内の見取図 2 旅館業の施設の平面図、立面図、建物配置図及び構造設備の詳細書 3 略 <p>注 1 申請者が自ら旅館業の施設を管理しないときは、申請者に代わって旅館業の施設を管理する者の氏名を記載すること。</p> <p>2 構造設備の詳細書について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 客室については、各階、各室ごとに、定員及び寝具の状況について記載すること。 (2) 浴室については、各階、各室ごとに、和式・洋式の別及び面積について記載すること。 (3)～(5) 略 <p>3・4 略</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>(裏面)</p>	<p>(裏面)</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>様式第1号の2(第2条の2関係)</p>	<p>様式第1号の2(第2条の2関係)</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 1347 510 1391">営業施設</td> <td data-bbox="510 1347 1111 1391">略</td> </tr> </table>	営業施設	略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1155 1347 1433 1391">旅館業の施設</td> <td data-bbox="1433 1347 2033 1391">略</td> </tr> </table>	旅館業の施設	略
営業施設	略				
旅館業の施設	略				

改正前	改正後								
<p>略</p> <p>営業施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100m）にある場合は、同項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離</p>	<p>略</p> <p>旅館業の施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100m）にある場合は、同項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離</p>								
<p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p>								
（裏面）									
<p>略</p> <p>様式第1号の3（第2条の2関係）</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>様式第1号の3（第2条の2関係）</p> <p>略</p>								
<table border="1" data-bbox="232 746 1102 831"> <tr> <td data-bbox="232 746 510 794">略</td> <td data-bbox="510 746 1102 794">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 794 510 831">営業施設</td> <td data-bbox="510 794 1102 831">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>営業施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100m）にある場合は、同項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離</p>	略	略	営業施設	略	<table border="1" data-bbox="1155 746 2027 831"> <tr> <td data-bbox="1155 746 1433 794">略</td> <td data-bbox="1433 746 2027 794">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 794 1433 831">旅館業の施設</td> <td data-bbox="1433 794 2027 831">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>旅館業の施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100m）にある場合は、同項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離</p>	略	略	旅館業の施設	略
略	略								
営業施設	略								
略	略								
旅館業の施設	略								
<p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p>								
（裏面）									
<p>略</p> <p>様式第1号の4（第2条の2関係）</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>様式第1号の4（第2条の2関係）</p> <p>略</p> <p>略</p>								

改正前		改正後	
営業施設	略	旅館業の施設	略
略		略	
営業施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100m）にある場合は、同項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離		旅館業の施設が旅館業法第3条第3項の区域内（おおむね100m）にある場合は、同項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離	
略		略	
略		略	
（裏面）		（裏面）	
略		略	
様式第2号（第3条関係）		様式第2号（第3条関係）	
略		略	
1 営業施設の所在地		1 旅館業の施設の所在地	
2～5 略		2～5 略	
注 略		注 略	
略		略	
（裏面）		（裏面）	
略		略	
様式第3号（第3条関係）		様式第3号（第3条関係）	
略		略	
1 営業施設の所在地		1 旅館業の施設の所在地	
2～5 略		2～5 略	
注 略		注 略	
略		略	
（裏面）		（裏面）	
略		略	
様式第4号（第4条関係）		様式第4号（第4条関係）	

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">宿泊者名簿（<u>ホテル</u>、<u>旅館</u>又は簡易宿所）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>（注） 略</p>	<p style="text-align: center;">宿泊者名簿（<u>旅館</u>・<u>ホテル</u>又は簡易宿所）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>（注） 略</p>

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。